

被差別部落掲載再び違法

サイト削除、出版禁止命令

東京高裁判決

被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイトに掲載はプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と幹部ら二百三十四人が川崎市の出版社「示現舎」側に差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で、

格的利益の侵害を認定。現在の住所や本籍がリストにある場合を中心に違法と認定した一審判決から範囲を拡大した。

判決後、東京都内で記者会見した原告側代理人の指宿昭一弁護士は、判決が差別されない権利に基づいて違法性を認めた点を評価。

東京高裁は二十八日、一審東京地裁判決と同様に該当部分のサイト削除と出版禁止を命じた。損害賠償は一部増額し計五百五十万円とした。土田昭彦裁判長は部落差別を「当該地域の出身であるとの理由だけで不当な扱いを受けるものだ」と指摘。地名リストに過去の住所や本籍があった場合や、親族の居住地が含まれたケースも含め、差別を受けずに平穏な生活を送る人

「他の差別問題の救済にも役立つのでは」と期待した。示現舎の宮部龍彦代表は「いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告はするが、結論は期待していない」とのコメントを出した。判決によると、示現舎は二〇一六年二月、全国五千三百六十七地区の地名リストを記載した戦前の「全国部落調査」を復刻出版すると同社のサイトに告知。同

時期に、他のサイトにも地名リストや、解放同盟幹部らの生年月日、電話番号などの個人情報掲載した。

出版禁止の対象拡大

東京高裁 被差別部落地名公表

全国の被差別部落の地名をまとめた本の出版などは、プライバシー侵害などとして、部落解放同盟と被差別部落の出身者が、出版社側に出版の差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決が28日、東京高裁（土田昭彦裁判長）であった。判決は一審・東

京地裁判決よりも出版禁止の範囲を広げ、賠償額は約488万円から550万円に増やした。

高裁判決によると、川崎市に出版社が2016年2月、5360以上の被差別部落の地名や世帯数を一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の

復刻版を販売すると公表。その後、ウェブサイトにリストを載せた。

高裁はまず、個人の尊重を保障した憲法13条や法の下の平等を定めた14条の趣旨に鑑み、「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及。被差別部落出身と推測させる地名の公表はこの利益を「侵害する」と判断した。

賠償の範囲について、地裁は「リストにある地域に現在も住所か本籍がある人」のみを対象としたが、高裁は「本人や親族の住所か本籍が、現在あるか、過去にあった

人」に拡大した。その結果、出版禁止やネット上の情報削除を命じる範囲も、地裁より6県分増えて31都府県分になった。

原告団は会見で、「主張してきた『差別されない権利』を認めてくれた。大きな一石を投じたと思う」と評価した。

（金子和史）

同和地名の掲載停止

東京高裁 出版社に賠償命令

同和地区の地名リストを公表され、プライバシーを侵害されたとして、部落解放同盟と同和地区出身者ら234人が川崎市出版社「示現舎」側に地名リストの公表差し止めと約2億6500万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は28日、1審・東京地裁判決（2021年9

月）に続き、一部の公表差し止めを命じた。賠償額も約60万円増額し、550万円とした。

土田昭彦裁判長は、地名リストの掲載により「差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益が侵害される」と述べた。

判決によると、示現舎は16年2月、地名リストを書

籍として販売すると告知し、同時期にインターネット上に同和地区の地名リストを公表した。

高裁は判決で、同和地区出身者への差別は人間としての尊厳を否定するものに等しいとし、差別意識は依然として存在していることは明らかだと指摘した。差別を受けることが人生に与える影響は甚大で、同和地区出身者であることを推測できる情報が広く流通すれば、差別におびえる生活を余儀なくされることにな

がるとした。

その上で、書籍やネットに掲載された41都府県の地名リストのうち、31都府県分の全地名リストの公表を差し止めた。

地裁判決は、原告の住所・本籍と、地名リストが重なっていた25都府県分に限って差し止めていたが、高裁判決は、原告の親族らの住所や本籍も加味した。

部落解放同盟の西島藤彦委員長は、判決後に記者会見し「全面的な掲載差し止めは認められなかったが、過去の歴史から現在までにおける差別の実態を認めた判決で、高く評価している」と話した。

示現舎は「上告はするが、結論は期待していない」とコメントした。

【巽賢司】

読売新聞（23年6月29日）

地名掲載 2審も「違法」

被差別部落 賠償・差し止め拡大

東京高裁判決

全国の被差別部落の地名をまとめた書籍の出版やネット上での公開は違法だと、部落解放同盟（東京）や被差別部落出身者ら234人が川崎市の出版社「示現舎」側に損害賠償や出版・公開の差し止めを求めた訴訟の控訴審判決が28日、東京高裁（土田昭彦裁判長）であり、1審判決に続いて違法なプライバシー侵害だと認定した。

その上で、同社側が賠償を支払う対象と金額を、1審の219人計約488万円から227人計550万円に拡大。地名の公開を差し止める範囲も1審より広げた。

判決によると、同社は2016年2月、戦前の被差別部落の調査結果をまとめた「全国部落調査」の複製版を出版すると公表。翌月にはネット上で地名の一覧が閲覧できるようになり、他のサイトにも転載された。

プライバシー侵害の対象について、1審・東京地裁判決は住所や本籍が一覧に記載されている原告に限定していた。しかし、高裁は「戸籍謄本を手がかりに過去の住所を探すことは不可能ではない」として、かつて一覧記載の地域に住んでいた原告らも対象とした。

産経新聞（22年6月29日）

被差別部落の地名掲載 2審で賠償増額

被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイト掲載はプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と幹部ら234人が川崎市の出版社「示現舎」側に差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は28日、1審東京地裁判決と同様に該当部分のサイト削除と出版禁止を命じた。損害賠償はやや増額し計550万円とした。

日本経済新聞（23年6月29日）

二審も削除・賠償命令
被差別部落掲載、出版社に
被差別部落の地名リスト
を掲載した書籍の出版やウ
ェブサイト掲載はプライバシ
ー侵害だとして、部落解
放同盟と幹部ら234人が
川崎市の出版社「示現舎」
側に差し止めなどを求めた
訴訟の控訴審判決で、東京
高裁は28日、一審・東京地
裁判決と同様に該当部分の
サイト削除と出版禁止を命
じた。損害賠償は一部増額
し計550万円とした。

2023年6月29日 (木) 日本海新聞

被差別部落掲載 再び違法

東京高裁 一審から範囲拡大

被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイトを掲載はプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と幹部ら284人が川崎市の出版社「示現舎」側に差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は28日、「一審東京地裁判決と同様に該当部分のサイト削除と出版禁止を命じ

の侵害を認定。現在の住所や本籍がリストにある場合を中心に違法と認定した一審判決から範囲を拡大した。判決後、東京都内で記者会見した原告側代理人の指宿昭一弁護士は、判決が差別されない権利に基づいて違法性を認めた点を評価。「他の差別問題の救済にも役立つのでは」と期待した。示現舎の官部代表は「いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告はするが、結論は期待していない」とのコメントを出した。判決によると、示現舎は2016年2月、全国5367地区の地名リストを記載した戦前の「全国部落調査」を複製出版すると同社のサイトに告知。同時期に他の複数のサイトにも地名リストや、解放同盟幹部らの生年月日、電話番号などの個人情報掲載した。

た。損害賠償は一部増額し計650万円とした。

土田昭彦裁判長は部落差別を「当該地域の出身であるとの理由だけで不当な扱いを受けるものだ」と指摘。地名リストに過去の住所や本籍があった場合や、親族の居住地が含まれたケースも含め、差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益